

## 北海道内水面漁場計画(第15次区画漁業権)

### 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権の設定 に関し必要な事項
(49)	胆内区 第1号	苫小牧市	別添図面のとおり  (ウトナイ湖及び美々川)	第二種  区画漁業	わかさぎ養殖業 えび養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(50)	胆内区 第2号	勇払郡厚真町	別添図面のとおり  (三ヶ月沼)	第二種  区画漁業	こい養殖業 わかさぎ養殖業 えび養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(51)	十内区 第1号	河東郡鹿追町及び 上士幌町	別添図面のとおり  (然別湖、十三の沢川及び 十二の沢川の本支流)	第二種  区画漁業	わかさぎ養殖業 やまべ養殖業 にじます養殖業 おしよこま養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(52)	釧内区 第1号	厚岸郡浜中町	別添図面のとおり  (火散布沼)	第一種  区画漁業	うに養殖業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	厚岸郡浜中町	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(53)	網内区 第1号	網走市及び斜里郡 小清水町	別添図面のとおり  (濤沸湖一部)	第一種  区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	網走市及び斜里郡小清水町	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(54)	網内区 第2号	網走市	別添図面のとおり  (藻琴湖一部)	第一種  区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	網走市	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
(55)	網内区 第3号	紋別市	別添図面のとおり  (コムケ湖一部)	第一種  区画漁業	かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	団体漁業権	紋別市	国又は地方公共団体の行う河川工事に対し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)
											左記のとおり(漁場番号、漁業の名称、条件)

### 2 保全沿岸漁場に関する事項 なし

# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/100,000

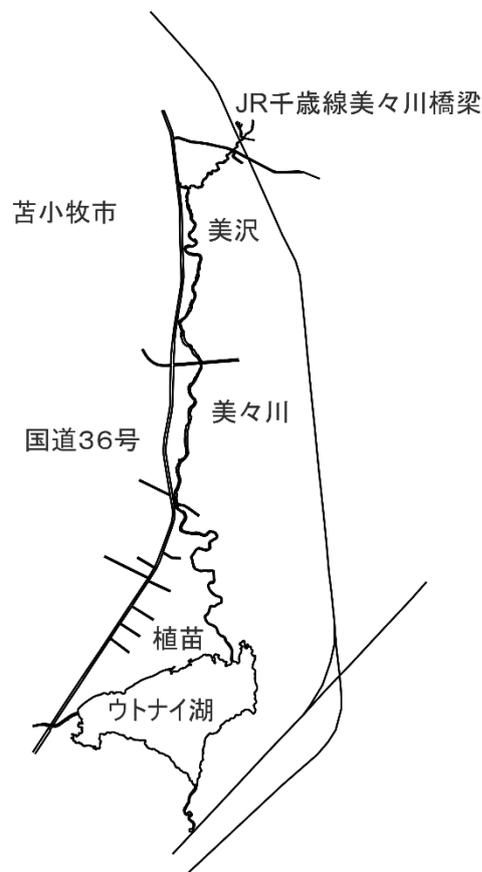
## 胆内区第1号

### 漁場の位置

苫小牧市

### 漁場の区域

ウトナイ湖の区域及びJR千歳線美々川橋梁上流端の線から下流ウトナイ湖までの美々川本流の区域



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

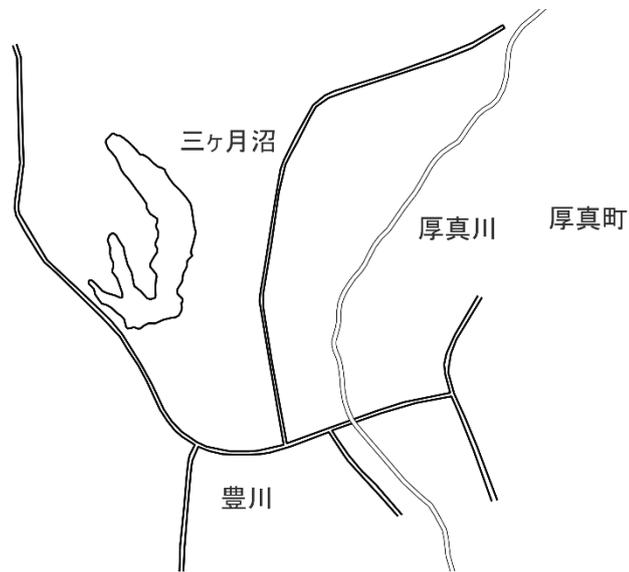
## 胆内区第2号

### 漁場の位置

勇払郡厚真町

### 漁場の区域

三ヶ月沼の区域



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

## 十内区第1号

### 漁場の位置

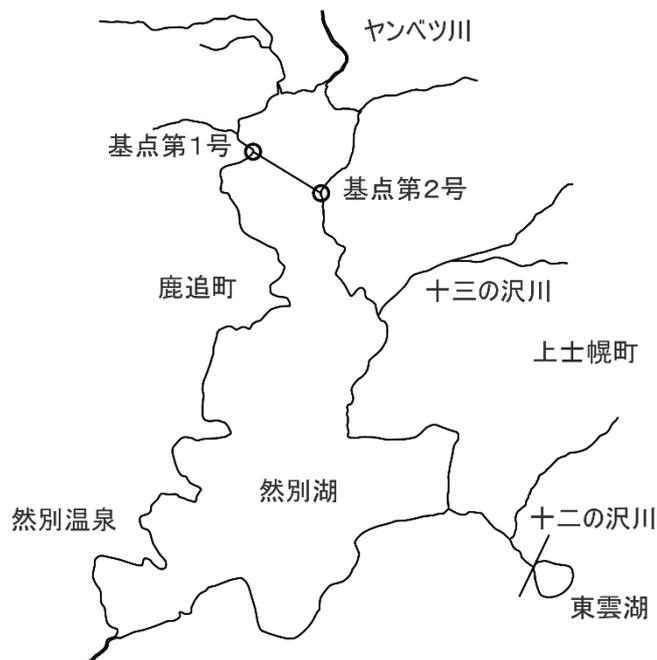
河東郡鹿追町及び上士幌町

### 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線から南側の然別湖の区域、十三の沢川の本流及び支流の区域、並びに東雲湖から下流然別湖までの十二の沢川の本流及び支流の区域

基点第1号 昭和39年北海道知事建設の北海道漁業調整規則第41条第1項に定める基点アに係る標柱

基点第2号 昭和39年北海道知事建設の北海道漁業調整規則第41条第1項に定める基点イに係る標柱



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/50,000

## 釧内区第1号

### 漁場の位置

厚岸郡浜中町

### 漁場の区域

火散布橋上流端の線から上流の火散布沼の区域



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/10,000

## 網内区第1号

### 漁場の位置

網走市及び斜里郡小清水町

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

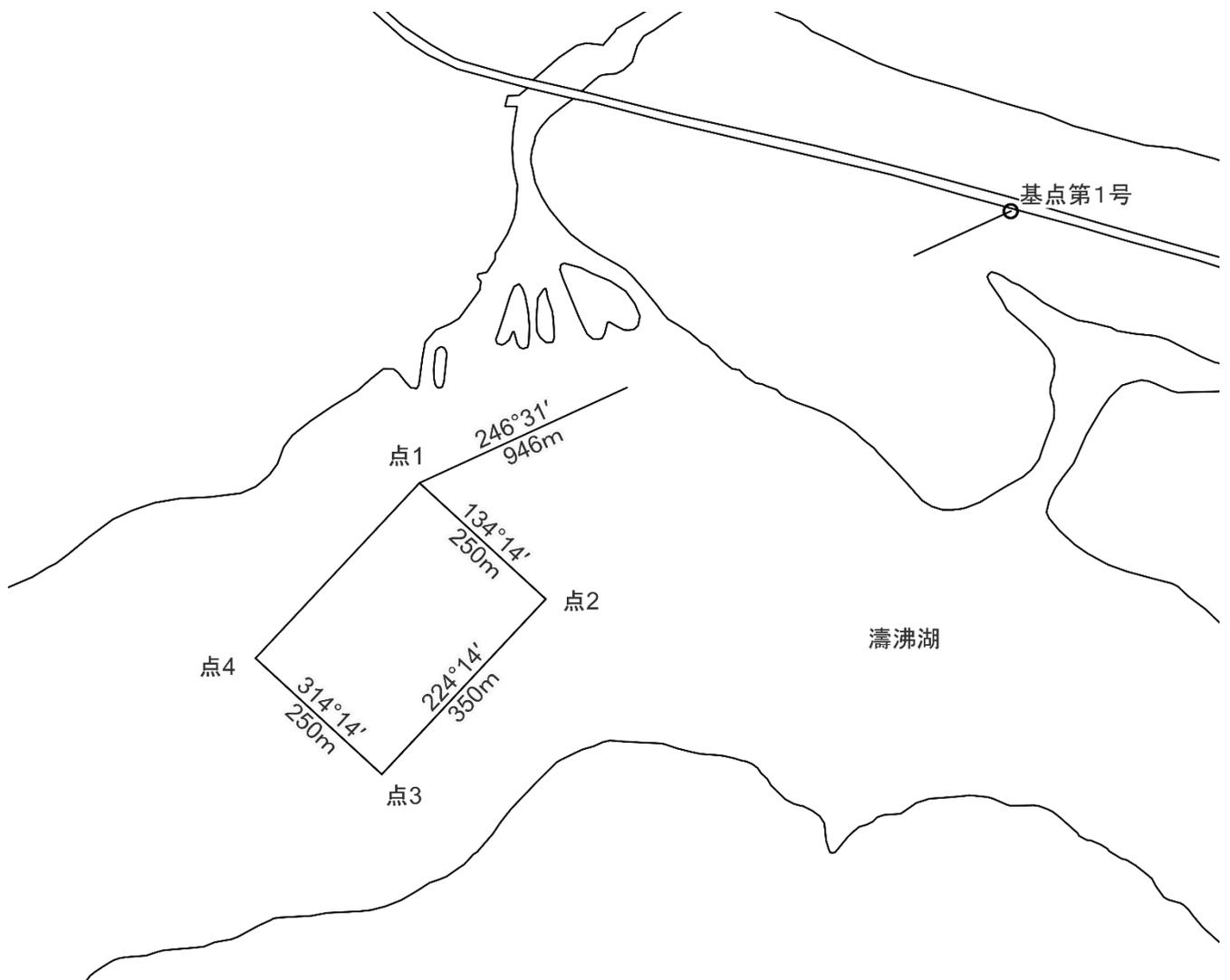
基点第1号 国土地理院三角点北 浜点

点1 基点第1号から 246度 31分 946メートルの点

点2 点1から 134度 14分 250メートルの点

点3 点2から 224度 14分 350メートルの点

点4 点3から 314度 14分 250メートルの点



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

## 網内区第2号

### 漁場の位置

網走市

### 漁場の区域

次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

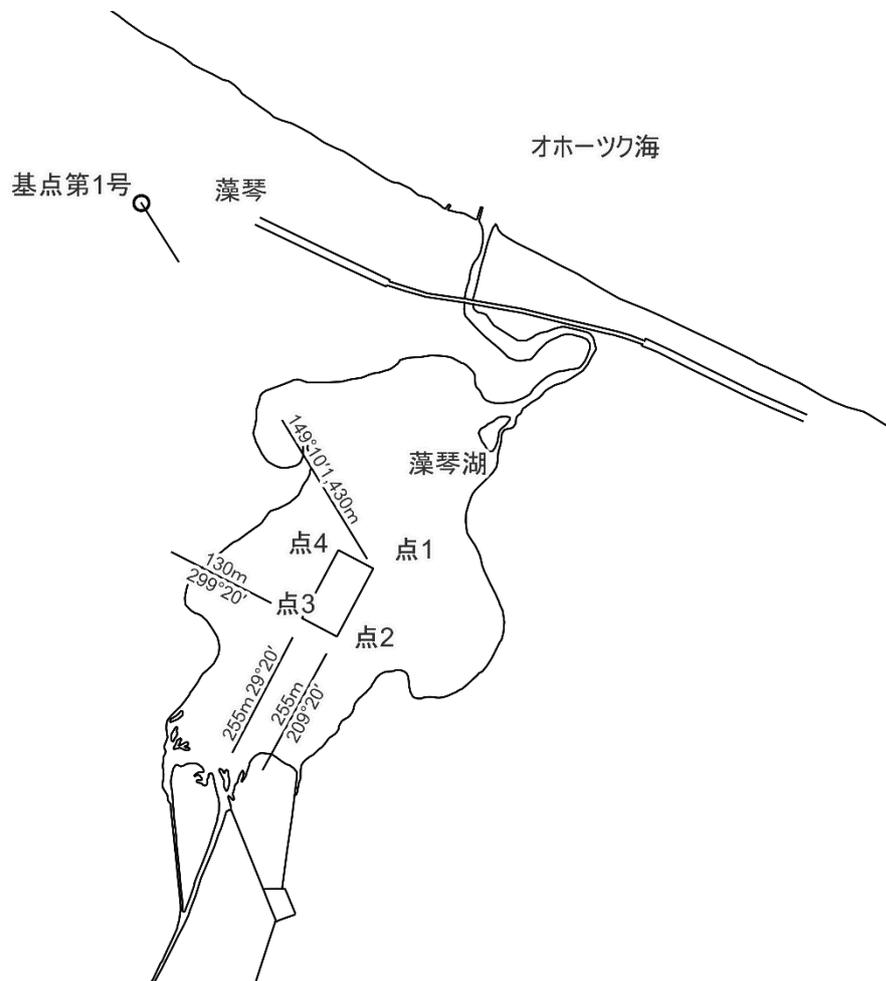
基点第1号 国土地理院三角点 新栗履

点1 基点第1号から 149度10分 1,430メートルの点

点2 点1から 209度20分 255メートルの点

点3 点2から 299度20分 130メートルの点

点4 点3から 29度20分 255メートルの点



# 区画漁業権免許漁場図

縮尺:1/25,000

## 網内区第3号

### 漁場の位置

紋別市

### 漁場の区域

次の点1、点2を結んだ線から南側のコムケ湖の区域

基点第1号 国土地理院三角点 小向浜

点1 基点第1号から 294度 31分 787メートルの点

点2 基点第1号から 288度 46分 913メートルの点

